昭和四十一年自治省令第二号

次のように定める。 条の規定に基づき、石油ガス譲与税法施行規則を 号)第二条第一項及び第三項、第五条並びに第六 号)第二条第一項及び第三項、第五条並びに第六

(法第二条第一項の総務省令で定める道路)

(道路の延長及び面積の算定)

第二条 法第二条第三項本文に規定する道路の延 長(北海道における一般国道、高速自動車国道供用開始の公示が行われたものをいう。)の延項の道路の区域の決定の公示及び同条第二項の 規定する道路台帳に記載されている道路(同法 数を四捨五入する。 平方メートル未満の端数があるときは、その端 おいて、その算定をした数に一メートル又は一 幅員を乗じて算定するものとする。この場合に 積にあつては当該道路の延長に当該道路の路面 ○・四をそれぞれ乗じた延長)とし、道路の面 速自動車国道及び県道にあつてはその延長に 延長に○・八を、沖縄県における一般国道、高 十九号)第三十四条の開発道路にあつてはその 及び道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七 第九条の路線の認定の公示、同法第十八条第一 長及び面積は、道路の延長にあつては道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第二十八条に

- 前項の算定は、毎年度、前年の四月一日現在における道路の管理者の区分により行うこ現在における道路の管理者の区分により行うこ現をにおける道路の管理者の区分により行うこれを表第三項に規定する指定市(以下「指定法第七条第三項に規定する指定市(以下「指定法第七条第三項に規定する指定市(以下「指定法第七条第三項に規定市に変更があつたときは、総都道所県又は指定市に変更があつたときは、総本できる。

(道路の延長又は面積の補正)

は面積の補正は、前条の規定によつて算定した 第三条 法第二条第三項ただし書の道路の延長又

「見)「Windfills した」「見言になった、正率を乗ずるものとする。 正率を乗ずるものとする。

2

3 新たに指定市の指定があつた場合における当該指定市に係る当該指定市の属する年度分の石油ガス譲与税の額の算定については、当該年度の前年度の初日に指定市の指定があつたものとみなして前項の規定を適用するものとする。(石油ガス譲与税の額の算定に用いる資料の提出) 東四条 都道府県知事及び指定市の指定があつたものとする。 (石油ガス 譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

置) 【】 (譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措 】 1

第五条 石油ガス譲与税を都道府県及び指定市に 当該錯誤に係る額を減額するものとする。この 錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は 譲与した後において、その譲与した額の算定に 税の額に乗じて得た額とする。 捨五入する。) を錯誤があつた年度において当 以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四 の延長若しくは面積又は延長補正率若しくは面 場合において、当該都道府県又は指定市の道路 都道府県又は指定市に譲与すべき額に当該錯誤 うち総務大臣が定める譲与時期において、当該 減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつ 該都道府県又は指定市に譲与した石油ガス譲与 に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点 積補正率に錯誤があつたことにより生じた錯誤 に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から たことを発見した日以後に到来する譲与時期の 1

譲与の基準となつた道路の面積×譲与の基準た道路の面積×錯誤を修正した面積補正率ー準となつた延長補正率))+((錯誤を修正し進となつた延長補正率))+((議与の基準となつた道路の延長×譲与の基準となった道路のした延長補正率 – 譲与の基準となった道路のした延長補正率 – 譲与の基準となった道路のした延長補正率 – 譲与の基準となった道路のした延長補正率 – 譲与の基準となった道路のした延長補正率 – 譲与の基準となった道路の近長×錯誤を修正した道路の延長×錯誤を修正

、 率))) × (1/2)・ た道路の面積×譲与の基準となつた面積補正 となつた面積補正率)/(譲与の基準となっ

2 前項の場合においては、同項の譲与時期にお 2 前項の場合においては、同項の譲与時期に譲与する額がら当該減 第三条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額を加算し、及びこれに同項の減額すべき額を加算すべき額を加算し、及びこれに同項の減額すべき額を加算すべき額を加算する額に前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同当する額に前項の加算すべき額を減額して得た額を減額して得た額とするものとす 前項の場合においては、同項の譲与時期にお 2 前項の場合においては、同項の譲与時期にお 2 前項の場合においては、同項の譲与時期にお

3 第一項の都道府県又は指定市に譲与すべき額に加算し、又は当該譲与すべき額から減額すべきは、その端数金額を控除した金額をもつて、きは、その端数金額を打下未満の端数金額があるときは、その端数を額を担いる

則抄

この省令は、公布の日から施行する。(施行期日)

(経過措置)

員によることができる。 を可視に調書に記載されている延長及び路面幅が調製されていない道路にあつては、道路橋りが調製されていない道路にあつては、道路橋りが調製されていない道路にあつては、道路台帳2 当分の間、第二条の規定によつて道路の延長

度分)」とする。 第三条第二項の規定の適用については、同項中 「当該年度分の前年度分」とあるのは、「昭和四 第三条第二項の規定の適用については、同項中 3 昭和四十七年度分の石油ガス譲与税に限り、

第二四号) 抄附 則 (昭和四三年八月三〇日自治省令

三年度分の普通交付税から適用する。 この省令は、公布の日から施行し、昭和四十

一三号) 抄附 則 (昭和四六年七月五日自治省令第一

 この省令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

石油ガス譲与税から適用する。 施行規則第二条の規定は、昭和四十七年度分の施行規則第二条の規定は、昭和四十七年度分の12 前項の規定による改正後の石油ガス譲与税法(石油ガス譲与税法施行規則の一部改正)

第一七号) 附 則 (昭和四六年八月三一日自治省令

第二一号)附《明》(昭和四七年八月三一日自治省令

第二二号)附 則 (昭和四八年八月三一日自治省令

から適用する。 八年度分の地方道路譲与税及び石油ガス譲与税 いの省令は、公布の日から施行し、昭和四十

第一八号)附則(昭和五三年八月一九日自治省令

る。 自動車重量譲与税及び自動車取得税から適用す 自動車重量譲与税及び自動車取得税から適用す 三年度分の地方道路譲与税、石油ガス譲与税、 この省令は、公布の日から施行し、昭和五十

一九号) 抄附 明 (昭和五五年八月六日自治省令第

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 第二条の規定による改正後の石油ガス譲り税については、なお年度分までの石油ガス譲り税から適用し、昭和五十四度分の石油ガス譲り税から適用し、昭和五十五年り税法施行規則第二条の規定による改正後の石油ガス譲

第一六号) 抄 則 (昭和五七年七月二三日自治省令

(施行期日)

経過措置) (石油ガス譲与税法施行規則の一部改正に伴う第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 第二条の規定による改正後の石油ガス譲 年度分までの石油ガス譲与税については、なお 度分の石油ガス譲与税から適用し、昭和五十六 年度分までの石油ガス譲 がいら適用し、昭和五十七年 第三条 第二条の規定による改正後の石油ガス譲

(施行期日)

(適用区分) この省令は、公布の日から施行する。

和五十八年度分の自動車取得税、軽油引取税、動車重量譲与税法施行規則第二条の規定は、昭第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二全並びに自第二十一条、地方道路譲与税法施行規則第二2 改正後の地方税法施行規則第十七条の九及び

量譲与税から適用する。 地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重

則 (昭和五九年三月三一日自治省令

(施行期日)

第六号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (石油ガス譲与税に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の石油ガス譲 お従前の例による。 八年度分までの石油ガス譲与税については、な 分の石油ガス譲与税について適用し、昭和五十 与税法施行規則は、昭和五十九年度以後の年度

この省令は、内閣法の一部を改正する法律 第四四号) 則 (平成一二年九月一四日自治省令

(平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平

成十三年一月六日)から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。 附 則 附 則 八四号) (平成一三年六月七日総務省令第

一条 この省令は、公布の日から施行する。 (施行期日) 第一四一号) 附 則 (平成一七年九月二七日総務省令

第六四号)

抄

(平成一五年三月三一日総務省令

(平成十七年十月一日) から施行する。 法(平成十六年法律第百二号)の施行の日 この省令は、日本道路公団等民営化関係法施

附 則 (平成二〇年四月三〇日総務省令 第五七号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

(石油ガス譲与税法施行規則の一部改正に伴う

第八条 第三条の規定による改正後の石油ガス譲 なお従前の例による。 二十年度分までの石油ガス譲与税については、 十一年度分の石油ガス譲与税から適用し、平成 与税法施行規則第二条第一項の規定は、平成二 経過措置)

第五九号) (令和元年一一月二八日総務省令

この省令は、公布の日から施行する。